

横浜特別自治市大綱 概要

第1 これまでの経過と横浜特別自治市大綱策定の趣旨 (本文1ページ)

特別自治市制度の早期創設を目指し、市会との議論を経て国等に制度創設の要請、提案を行うと共に、市民、県、県内市町村、経済団体等との意見交換に資するため、横浜特別自治市大綱を策定する。

* なお、国の動向や第30次地方制度調査会の答申などを踏まえ、必要に応じて改訂を行うものとする。

第2 「特別自治市制度」が求められる背景・必要性 (本文2～8ページ)

1 指定都市制度の問題点

- 指定都市と都道府県の二重行政
- 大都市特例事務に関する不十分な税制上の措置

大都市の役割、仕事量に見合った
権限と財源の欠如

2 大都市を取り巻く現状と課題

- 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- 公共公益施設の保全・更新需要の増大
- グローバル化の進展に伴う日本の国際競争力の低下

3 特別自治市制度の必要性

- 横浜市は我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務があるが、現行の指定都市制度では、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的位置付けがされていない。
- 市民の暮らしを支え、さらに経済を活性化していくためには、大都市・横浜が持つ力を存分に発揮できる特別自治市制度が必要である。

第3 横浜市が目指す特別自治市制度 (本文9～17ページ)

1 横浜特別自治市制度の骨子

- (1) 特別自治市としての横浜市は、原則として、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。
- (2) 特別自治市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。
- (3) 特別自治市としての横浜市は、神奈川県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。
- (4) 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。
 - 特別自治市内部の自治構造は、特別区ではなく、市域で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整ができ、行政運営の効率性と住民自治を両立する行政区とする。
 - 横浜市は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）による特別区の設置は目指さないものとする。
 - 横浜市の強みである都市の一体性を保ち、都市全体として力を高めていくためにも区長は公選とせず、横浜市会大都市行財政制度特別委員会報告書（平成24年5月）における「選挙で選ばれた公選職である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある」という提言なども踏まえ、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築する。

- また、地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、区政における住民の参画機会の仕組みを設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。

<地方制度調査会専門小委員会中間報告などによる住民自治の制度的強化の例>

- ・ 区長の特別職化
- ・ 区選出市会議員による常任委員会の設置
- ・ 各区における区地域協議会の設置
- ・ 区選出の市議会議員を構成員とする区委員会（区議会）の設置

2 特別自治市移行に向けた手続等

- 特別自治市制度が創設された場合の特別自治市への移行手続に際しては、議会の議決など住民の意見が反映できるような仕組みを設ける。
- 県内の他市町村の住民が県から受けている行政サービスに大きな変更がないように配慮する。

3 特別自治市制度の創設により期待できる効果

(1) 積極的な政策展開による経済の活性化

- 大都市が特別自治市として、その役割、仕事量に見合った権限及び財源を持つことで、成長分野に迅速な投資を行うなど積極的な政策展開によって、市域内の経済・産業活動を活性化させ、さらにその影響が周辺地域や国全体に広がり、日本経済の活性化につなげることができるようになる。

(2) 二重行政の解消による行政サービスの質の向上

- 指定都市と都道府県における二重行政の解消により、市域内の事務や行政サービスを特別自治市が一元的に担うことで、より効率的で効果的な行政サービスの提供が可能になる。

<二重行政の解消による効果の例>

- ・ 子育て支援
- ・ 義務教育（県費負担教職員）
- ・ 就業支援・雇用対策
- ・ 都市計画

第4 横浜特別自治市制度創設に向けたプロセス (本文18～20ページ)

1 県との協議による現行制度（指定都市制度）における権限移譲

現行の地方自治制度下であっても、県と市の二重行政の弊害が解消され、市民サービスの向上につながる事務については、適正な財源の移譲と事務配分の見直しを基本に、県と協議を行う。

2 現行制度（指定都市制度）における区行政の強化

区の役割の拡充等については、横浜市は既に様々な取組を行っており、それらの取組を生かすことができるような仕組みを検討していくものとする。

3 県内市町村等との協議による取組

県内市町村等との広域的な連携が必要な行政分野については、周辺自治体と意向・ニーズを共有し、水平的連携によって課題の解決に努めるものとする。

4 横浜特別自治市制度創設に向けた今後の進め方

- 第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、特別自治市制度の詳細検討をさらに進め、引き続き国等に働きかける。市民等の理解を得るため、特別自治市制度の内容等をわかりやすく伝えていく。
- 道州制における基礎自治体や大都市のあり方については、これまで必ずしも十分な議論がされていないことから、今後、国における状況等を注視しながら引き続き検討していくものとする。